

第2号議案

木祖村自然エネルギー協議会（仮称）会則（案）

（名称）

第1条 本会の名称を「木祖村自然エネルギー協議会（仮称）」とする。

（事務局）

第2条 本会の事務局を木祖村役場内に置く。

（目的）

第3条 新たな村づくりの戦略として、地球温暖化対策の推進とできる限り原発に依存しない安全・安心な地域分散型エネルギー社会の実現や環境関連産業の振興を目指すため、自然エネルギーの普及に向けた具体的な事業を検討し、計画を策定することを目的とする。

（事業内容）

第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）木祖村自然エネルギーの調査研究に関すること。
- （2）環境関連産業の振興に関すること。
- （3）木祖村自然エネルギーの普及に向けた具体的な取組みに関すること。
- （4）自然エネルギー木曾地域協議会に関すること。
- （5）その他、上記の目的を達成するために必要な事業

（地域連携）

第5条 本会は、「自然エネルギー信州ネット」及び「自然エネルギー木曾地域協議会」と連携を図りながら、地域の実践活動の情報交換及び情報収集を行い、長野県下及び木曾郡下の連携的な事業の展開を行うことができる。

（専門部会）

第6条 本会に、専門部会を置くことができる。

（会員構成）

第7条 本会は、目的に賛同する NPO 法人、団体、民間企業、行政機関、専門分野の研究者及び村民をもって構成する。

2 反社会的な活動を行う団体やこれに従事する者は、会員となることができない。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 3名
- （3）監 事 2名

(4) 事務局 1名

2 役員の任期は特に定めない。

(会議)

第9条 本会は、次の会議を行う。

(1) 年1回の総会

(2) 目的を達成するための定例会

(3) その他必要に応じた臨時会

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入により支弁し、監事の指導のもと適正な会計運営を進める。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、総会の承認を得ることとする。

(解散)

第12条 本会は、目的を達成した後、総会の総意により解散することができる。解散時に残預金がある場合は、解散時の総会によって処分を決定することとする。

(細則)

第13条 本会は、本会則のほかに必要な事項について別に定めることができる。

(附則)

この会則は、平成24年10月17日から施行する。

会 費 規 定

第1条 (会員の区分)

本会の会員の区分は次のとおりとする。

1 正会員 (個人)

2 正会員 (企業・事業所)

3 正会員 (NPO・村民団体)

4 賛助会員

5 行政会員

第2条 (会費)

平成24年度は会費を徴収しない。